

# 給与・年金所得者の還付申告と住民税申告

町では、給与・年金所得者を対象に、所得税の還付申告と住民税申告を  
1月25日から役場1階大会議室で受け付けます。 税務課税務係（☎23 - 2332）

## A. 所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

所得税は源泉徴収されているが、年末調整が済んでいない方  
退職所得があり、源泉徴収税額のある方  
医療費控除を受けることができる方  
新築住宅や中古住宅を取得して入居された方、住宅の増改築をされた方

## B. 住民税の申告を忘れずに

確定申告の義務がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや金銭借り入れの手続き、老人医療費・児童手当などの受給手続きに所得課税証明書が必要な方は、住民税の申告が必要です。



## 申告に必要な書類

### ①～③共通・住民税の申告に必要なもの

- ・源泉徴収票（支払金額と源泉徴収税額がわかるもの。コピー不可。）
- ・印鑑
- ・金融機関などの口座番号がわかるもの（本人名義のものに限る）
- ・国民健康保険料、介護保険料の領収証、国民年金保険料支払証明書（平成18年中に支払った分、社会保険料控除に該当する方）
- ・生命保険、損害保険料控除証明書（各保険料控除に該当する方）

### ③の方で必要なもの

- ・医療費の明細書（1年分の医療費などを医療を受けた人ごとに集計したものが必要になりますので、事前に集計して明細書に記載してからお越しく下さい。明細書は税務課税務係に用意してあります。）
- ・医療費などの領収書、レシート（医療費控除を受けることが出来るのは、支払った額が10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合の方です。）

### ④の方は

直接税務課税務係まで問い合わせください。

## 白色事業所得者（営業・不動産など）を対象とした収支内訳書の記載相談

事業所得の申告は、申告者自身が作成した確定申告書と合わせて収支内訳書が必要となります。しかし、例年、確定申告の受け付けの際に収支内訳書を記載してこない方が多く、役場の受け付け時に作成することが多いため、ほかの申告者の待ち時間が長くなってしまいます。

このため、町では下記の期間を収支内訳書の記載相談日として設けました。事前に必要な書類を整理のうえお気軽にお越しく下さい。なお、2月16日から行う確定申告の際に収支内訳書が作成されていない場合は、確定申告の受け付けをすることができません。

### 収支内訳書の記載相談日

▼期間 1月25日(木)～2月15日(木)

▼場所 役場1階大会議室

## 法定調書の提出について

年末調整に伴う平成18年分給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出は、次の通りです。

▼提出期限 1月31日(水)

▼提出場所 税務課税務係

給与支払報告書は、平成19年度の町・道民税の計算のもととなる大切な資料ですので、記載内容の確認と早期提出にご協力願います。

## インターネットで申告書の作成ができます

国税庁のホームページでは、インターネットを利用して所得税や消費税に対応した確定申告書を作成することができます。

- ・いつでも 24時間対応、土日・祝日もOK。
- ・簡単に 難しい計算はパソコンにおまかせ。
- ・郵送可 税務署に行く必要がありません。

▼国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>